中国における「AI が生成した技術内容を含む特許出願」の予備審査（専利預審）問題 — 案件調査・現状と今後の見通し

Perplexity

1. 目的と書誌情報

作成日：2026 年 10 月 29 日

目的：中国の特許出願「予備審査」（専利預審・Fast-track Pre-examination）において、出願書類中に「AI が直接生成した技術内容」が含まれるとして問題視された具体的案件を網羅的に調査し、制度対応の全体像と今後の見通しを整理する。社内の対中国出願戦略・AI 利用ガバナンスの検討資料として使用することを想定。

情報源：各国・各センターの公表通知、CNIPA・業界団体公表資料、法律事務所ニューズレター等の公開情報（出典は末尾参照）。

2. エグゼクティブサマリー

2025 年以降、中国の各地域「知的財産保護中心」（IP 保護中心）での予備審査において、AI 生成コンテンツの含有を理由に案件を不承認とし、代理人・出願主体に制裁を科す事案が表面化した。代表的な動きは次の 4 件である。

- 南京 IP 保護中心（江蘇省）：2025 年 6 月 4 日、予備審査提出書類に AI「直接生成」の痕跡を確認したとして、AI 生成内容の提出を全面禁止する通知を発出（業界初の明確な禁止通知）。

- 寧波 IP 保護中心（浙江省）：2025 年 9 月、予備審査案件資料に AI 生成技術内容が含まれていたとして、代理機構 2 社の予備審査サービスを 1 年間停止、出願主体 1 社の登録取消し・3 年間再登録不可とする処分を公表。
- 南京 IP 保護中心：2026 年 1～3 月の「専利予審典型品質問題通告」で、4 つの代理機構が AI 生成技術内容に関与し、非正常出願（非真実の発明に基づく出願）の疑いがあると指摘。
- 灰色産業化：2026 年 2 月、経済参考報が「AI 特許作成ソフト」の販売（1 件 1,000～8,800 元）を暴露。安徽省の事業者は行政約談（行政指導面談）を受け、技術的防止措置の整備を命じられた。

これらは CNIPA の「非正常出願」撲滅キャンペーン（特許法令 77 号『規範申請専利行為的規定』、2024 年 1 月施行）の文脈に位置づけられ、同時に 2026 年 1 月 1 日施行の改正『専利審査指南』（AI 倫理審査の新設、AI による発明者記載の明確な否定など）および中華全国専利代理師協会（ACPAA）の職業倫理規程改正（2025 年、AI による「最終出願書類」の直接生成禁止）と連動している。

3. 予備審査（専利預審）制度の概要

本件で問題となった「予備審査」とは、中国全国 70～100 か所の地域「知的財産保護中心」が提供する迅速審査事前審査（Quick pre-examination）のことである。

- 仕組み：事前同センターに登録（備案）した企業・機関だけが利用可能。CNIPA への正式出願の前に地域センターが出願書類を事前審査し、基準を満たせば CNIPA の迅速審査（例：発明特許で数か月での早期権利化）ルートに載せる。
- 前提要件：登録企業であること、センター指定の技術分野に該当すること、質の高い出願書類であること。
- QC 機能：センターは「予審品質告知書」や「典型品質問題通告」で品質モニタリングを公表し、繰り返し低質案件を出す代理機構はサービス停止・負面清単（ネガティブリスト）入りとなる。

日本でいう早期審査＋品質ゲートを兼ねる仕組みであり、「質の入口管理」の責任が地域センターに課されている点が、本問題の制度的背景である。

4. 問題視された具体案件の詳細

4.1 南京市 IP 保護中心：AI 生成コンテンツ提出禁止通知（2025 年 6 月 4 日）

- 契機：予備審査案件審査中、一部の出願主体・代理機構の提出書類に「明らかに程式化（定型化）した特徴」が見られ、厳格な調査により「関連内容が人工知能により直接生成されたもの」と確認された。
- 禁止内容：①特許出願書類への AI「直接生成」内容の使用を厳禁（出願人または委託代理機構が真の発明創出・研究成果に基づき、人手で作成・編図・編集するべき）。②AI による研発証明材料（実験データ報告、技術研究開発文書、科研成果説明等）の生成を厳禁（検証可能性・追跡可能性が必須）。
- 違反時の処分：①該当予備審査案件は不合格とし、出願主体と代理機構に「予審品質告知書」を発行。②深刻な場合「備案主体・代理機構予審服務管理弁法（2024）」（寧知保〔2024〕32 号）に基づき、一定期間の予備審査サービス資格停止＋分級分類管理の負面清単入り。③特許法第 20 条・実施細則第 11 条に明白に違反する特に深刻な場合は各級行政主管部門に報告し、行政処罰を推薦。
- 検証手段の告知：専門的テキスト検出ツールによるオリジナリティ分析、審査専門家による合理性・論理性・専門性評価、出願人への关键内容の説明・補充資料要求。

4.2 寧波市 IP 保護中心：代理機構 2 社を 1 年間サービス停止（2025 年 9 月）

寧波市保護中心が「一部備案主体・服務機構の専利予審申請服務管理弁法違反の通報」を発出。実名は一部伏字で公表された。

関係者	事実	評価された違反	処分
寧波× Wei（出願主体）＋宁溇合×君衡	予備審査案件資料に AI 生成技術内容が	代理機構は内容の真実性を検証せず／出	出願主体：備案登録取消・3 年間再登録

（代理機構）	混入	願主体は虚偽の資料を提出	不可／代理機構：予備審査サービス 1 年間停止
寧波× Hai（出願主体）＋寧波協×釦（代理機構）	代理機構側が AI 生成内容を提供	予備審査秩序の攪乱／出願主体の内残した検査義務の懈怠	出願主体：警告＋検査強化指示／代理機構：予備審査サービス 1 年間停止

→ 出願主体・代理機構の双方に責任を課す「両属的」な姿勢であり、かつ処分内容（登録取消・停止）を公開した最初期の実際例として評価できる。

4.3 南京市 IP 保護中心：典型品質問題通告で追及（2026 年 1〜3 月）

- 南京市中心が 2026 年第 1 四半期の「専利申請予審典型品質問題通告」にて、4 つの代理機構が AI 生成技術内容に関与していたことを指摘し、「非正常特許出願の疑いあり」と評価。
- 2025 年 6 月の禁止通知から約 7 か月後にも同種問題が再発しており、指望実効性を高めるため「典型問題」として公表・威嚇する運用が定着したことを示す。

4.4 灰色産業の表面化：AI 特許作成ソフトの販売（2026 年 2 月）

- 経済参考報（2026 年 2 月 5 日）が「600 元で特許が買える？―『専利偽造』灰色産業チェーンを暴く」と題する調査報道を公開。AI で特許書類を自動執筆するソフトウェアサービスの存在を暴露。
- 安徽省の事業者は納付額を 1,000 元〜8,800 元と設定。当該機構は行政約談を受け、技術的防止措置の期限付き整備を命じられた。
- CNIPA は 2026 年 4 月 1 日、「OpenClaw 等の智能体（AI エージェント）で特許出願書類を執筆するリスク」を提示し、①技術情報漏洩リスク、②AI ハルシネーションに起因する実質欠陥（論理矛盾・技術特徴の曖昧さ）リスク、③不誠実申請リスクの 3 点を警告。

5. 制度・規範の整備状況（時系列統合）

時期	主体	措置	本問題との関連

2024.1.20 施行	CNIPA	『規範申請専利行為的規定』（国家知識産権局令第 77 号）：非正常申請行為の規範化。受理・初歩審査・実質審査・複審の各段階で発見・認定し、出願拒却・罰金・信用制裁の根拠となる	AI 生成・虚偽実験データによる出願は同規定の「真実の発明創出に基づかない申請」として処理される法的土台
2024.12.31	CNIPA	『人工知能相関発明専利申請指引（試行）』公表（4 類型整理：AI アルゴリズム自体／応用／AI 支援の発明／AI 生成の発明）	AI 生成の発明は「AI は発明者たりえない」ことを明確化。指引自体は実務ガイダンスだが、文化として品質重視を示唆
2025.6.4	南京市保護中心	予備審査提出書類の AI「直接生成」禁止通知（実質的な運用入口での禁止の嚆始）	初めて禁止を明文化。予審品質告知書・服務停止・行政当局報告の 3 段礼节を明示
2025.8～9.22	ACPAA	『専利代理職業道徳与執業紀律規範』改訂。第 15 条「専利代理師は人工知能を利用して最終的に提出する専利申請文件を直接生成してはならない」	業界自律の規範化。下書き段階での AI 活用は可でも、最終稿は人間が責任をもってレビューする“AI は助手、替身ではない”原則
2025.9	寧波市保護中心	AI 生成技術内容を	施行・処分の公開に

		含む予審案件の関係主体への処分公表	よる遏止の初の具体例
2026.1.1 施行	CNIPA	『専利審査指南』改訂：AI 倫理審査規定の新設。発明者は自然人であること明記。AI 関連発明の明細書にモデル構造・訓練手順・パラメータ等の詳細記載を要求	本審査段階でも AI 由来の虚偽・不充分記載が明確に拒絶根拠化
2026.1-3	南京市保護中心	典型品質問題通告で代理機構 4 社を AI 生成技術内容・非正常申請疑いで指摘	定期公示運用の定着
2026.2	経済参考報／安徽省当局	AI 特許作成ソフト灰色産業の暴露・行政約談	「申请ファイル自体を外注する産業化」リスクの顕在化
2026.4.1	CNIPA	「OpenClaw 等の智能体で特許出願書類を執筆するリスク」提示	最新の AI エージェント（Computer Use 型）への明確な警戒表示

6. 問題の構造と評価軸

- 問題の本質：単に「AI を使った」ことではなく、AI 生成内容が「真実の発明創出に基づかず、検証・追跡可能性を欠く」ことが問題視されている。特に実験データ・研発証明材料の捏造は非正常申請の典型パターンと同型である。
- 処分の構造：出願主体（備案登録取消・3 年間再登録不可）と代理機構（服務停止）の双罰制。さらに「負面清単」化されると長期的な市場評価毀損につながる。

- 検証技術の高度化：保護中心はテキスト検出ツールによるオリジナリティ分析、専門家による論理性評価、关键内容の説明要求を併用すると公表しており、「AI 生成でも人間がレビューすれば問われない」という免罪符は困難な運用。
- 保護中心運用の浸透：南京・寧波以外でも、長春中心（2026 年 10 月）が高校教職員による予備審査資源の扎峨・代写の灰色鏈条を警告するなど、「予審資源濫用」の取締りが全国化しつつある。

7. 日本企業・知財部門への実務的示唆

- 向こう数年内、中国での予備審査および本審査において「AI 生成の痕跡」を理由とする品質門前払い・非正常申請認定リスクは維持・強化される見込み。
- 対中国出願で AI ドラフティングツールを活用する場合：最終稿は現地の資格代理人が明示的にレビュー・署名する体制を確立し、レビュー証跡（レビュー日、担当者、差分）を社内保存するのが最低限の防衛線。
- 実験データ・研発証明材料：AI 生成の「它っぽい数値」は絶対に避け、中国代理人に原本データ（実験ノート・測定ログ）のトレーサビリティを常時提示できるようにしておく。
- 中国代理人選定：ACPAA の 2025 年規範（第 15 条）への準拠宣を行う弁理士・機構を選定し、委託契約書に「AI 生成最終稿の禁止」を明文化することを推奨。
- リスク管理：万一「予審品質告知書」を受領した場合は、当該センターの再提出ルール、分級分類管理への影響を即座に確認することが早急対応として必須。

8. 今後の見通し

- 短期（～2026 年末）：保護中心レベルの「典型品質問題」公示が常態化し、AI 生成検出ツールの精度向上とともに、門前払い案件の増加が予測される。CNIPA の 4 月リスク提示（OpenClaw など AI エージェント警告）が示すように、最新世代の AI エージェントによる執筆への監視は既に始まっている。

- 中期（2027～）：改正『審査指南』（2026.1.1 施行）の下、本審査で AI 起因の不充分開示・倫理審査違反が更に明確に拒絶根拠化される。非正常申請認定率の国策目標（5%以下）達成に向け、ビッグデータ＋生成 AI 検出の自動監視が本格導入される可能性が高い。
- 長期：「AI は発明者たりえない」「AI による最終申請文件不可」の原則が中国国内で固定化する一方、AI の「支援」（アイデア補助・検索・翻訳等）は実務で標準化へ。中国企業が海外出願で AI 利用を宣言する運用と、日本・米国の開示ルールの間で「ダブルスタンダード管理」の課題が生じうる。
- 実務的帰結：中国出願における AI 利用は「ツールとしての使用記録・人間レビュー証跡・原本データ」の 3 点セットを整備することが、リスク最小化の現実的解となる。

9. 主要出典

- 南京市知識産権保護中心『関于在専利申請文件中禁用 AI 直接生成内容的通知』（2025 年 6 月 4 日）— National Law Review / 華仁潤成 邦訳・紹介記事等
- 寧波知識産権保護中心『関于部分備案主体和服務機構違反専利予審申請服務管理弁法的通報』（2025 年 9 月）— MeritsIP Newsletter, 2025/9/16 付
- 中華全国専利代理師協会『専利代理職業道徳与執業紀律規範』（2025 年改訂／2025 年 9 月 22 日発表）第 15 条 — China IP Law Update, 2025/9 付
- 国家知識産権局『規範申請専利行為的規定』（令第 77 号、2024 年 1 月 20 日施行）— 中国政府報
- CNIPA『人工知能相関発明専利申請指引（試行）』（2024 年 12 月 31 日公表）— CNIPA 公式解釈
- 『専利審査指南』改正（2026 年 1 月 1 日施行）AI 倫理審査新設 — JETRO 解説資料・富桟特許等
- CNIPA『関于使用 OpenClaw 等智能体撰冨専利申請文件的風険提示』（2026 年 4 月 1 日）

- 経済参考報『600 元就能“買”専利？——揭秘“専利造假”灰色産業鏈』（2026 年 2 月 5 日）
- 華進聯合専利商標代理『必看！知識産権工作中的 AI 合規要点』（2026 年 5 月 11 日）

【補足】本資料は公開情報に基づく調査レポートであり、特定の法律解釈・訴訟戦略の意見ではありません。最新の運用は各保護中心の公告および CNIPA 通達を直接確認してください。